

庄内広域水道企業団企業管理規程第1号

庄内広域水道企業団職員証票規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団職員証票規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団職員（以下「職員」という。）の身分を証明するための企業団職員証（以下「証票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(証票の様式)

第2条 証票の様式及び記載事項は、企業団職員証（別記様式）のとおりとする。

2 証票の印刷は、淡青色とする。

(証票の携帯)

第3条 職員は、その庁外において職務を行うときは、証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(証票の取扱い)

第4条 証票は、その取扱いを慎重にし、他人に貸与してはならない。

(再交付)

第5条 職員は、証票の記載事項に変更が生じたとき又は証票を損傷し、若しくは紛失したときは、その旨を延滞なく企業長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(証票の返納)

第6条 証票は、休職、停職、免職、退職、転職等をしたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

第 号

職氏名

企 業 団 職 員 証

顔写真

年 月 日交付

庄内広域水道企業団企業長

印